

社団法人青森県観光連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人青森県観光連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青森県内の観光資源及び産業を総合的に紹介、宣伝するとともに、観光客の誘致促進と受入体制の推進を図り、もって本県の観光及び産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光、物産、郷土芸能及び産業の紹介及び宣伝
- (2) 観光客の誘致促進
- (3) 観光客受入体制の推進
- (4) 観光資源の調査研究
- (5) 観光関係団体等との連携及び情報交換
- (6) 青森県観光物産館の管理運営
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 この法人の会員は、第3条の目的に賛同して入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員になろうとするものは、総会の議決を経て理事長が別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するとき、総会において会員の4分の3以上の同意を得て除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 4名以上7名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理事 35名以上45名以内（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。）
 - (5) 監事 1名以上2名以内
- 2 この法人に、必要に応じて常務理事を置くことができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事長が理事のうちから指名する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理するとともに、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第9条第2項中「前項第1号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第15条 役員には、報酬を与えることができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第16条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、観光関連事業を営む者、学識経験者又は観光関係行政機関に従事する者の中から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

- 3 顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及びその他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 会議の議長は、理事長をもって充てる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第25条 会議の議決はこの定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員若しくは役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては、その総会に出席した会員の数、理事会にあっては、その理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第28条 理事長は、この法人の特定の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会の構成員は、理事会の議決を経て理事長が選任するものとし、その他委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 専門部会

(専門部会)

第29条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、理事会の議決を経て理事長が選任するものとし、その他専門部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄附金品
- (4) 負 担 金
- (5) 補 助 金
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 34 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 月以内に総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 36 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

- 2 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第 9 章 雑 則

(委任)

第 37 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 63 年 5 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人は、昭和 35 年 3 月 16 日設立された青森県観光連盟（以下「旧連盟」という。）の有する権利、義務一切を承継する。
- 6 この法人設立の際、現に旧連盟の会員であるものについては、第 6 条の規定にかかわらず、この法人の会員になるものとする。
- 7 この法人設立の際、現に旧連盟の職員であるものについては、第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、この法人の職員になるものとする。

附 則

- 1 この変更規定は、変更登記のあった日から施行する。
- 2 この変更規定が施行された日に社団法人青森県産業振興協会の有する権利・義務一切を承継する。
- 3 この変更規定が施行された日の前日に社団法人青森県産業振興協会の正会員及び青森県大規模観光キャンペーン推進協議会の会員であるものについては、第6条の規定にかかわらず、この法人の会員になるものとする。
- 4 この変更規定が施行された日に役員であった者の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。
- 5 この変更規定が施行された日の属する年度の事業計画及び予算については、第33条第1項の規定に関わらず、その事業年度における最初の総会で承認を得るものとする。

附 則

- 1 この変更規定は、変更登記のあった日から施行する。